

地方独立行政法人天王寺動物園 固定資産管理規程

令和3年4月1日

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人天王寺動物園会計規程（以下「会計規程」という）第26条に規定する固定資産等の取得・維持保全・運用・処分等に関する管理事務について、必要な手続きを定めることを目的とする。

(資産の範囲)

第2条 この規程における資産の範囲は、次に掲げる有形固定資産、無形固定資産、管理用物品その他資産（以下「固定資産等」という。）をいう。

(1) 有形固定資産は、次に掲げる資産をいう。ただし、地方独立行政法人天王寺動物園（以下「法人」という。）の通常の業務活動の用に供するものに限る。

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 機械装置

オ 車両運搬具

カ 工具器具備品

キ 放射性同位元素

ケ 建設仮勘定

コ その他有形固定資産

(2) 無形固定資産は、特許権、借地権、商標権、意匠権、ソフトウェア、電話加入権その他これらに準ずる資産をいう。

(3) 管理用物品は、有形固定資産及び無形固定資産に属さない資産であつて、第1条に規定する目的に基づいて管理されるべき資産をいい、一個又は一組の取得価額が10万円以上50万円未満の動産（現金及び有価証券を除く。）で1年以上使用が予定されているものをいう。

2 償却資産については、耐用年数が1年以上で、一個又は一組の取得価額が50万円以上のものを有形固定資産及び無形固定資産として計上するものとする。ただし、被出資資産については、取得価額にかかわらず計上するものとする。

(用語の定義)

第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、各号の定めるところによる。

- (1) 不動産 土地、建物及び構築物をいう。
- (2) 動産 不動産以外の固定資産等をいう。
- (3) 取得 固定資産等を購入、製作、寄附及び出資等により所有又は占有すること。
- (4) 改良 既存の固定資産等に、その運用に必要な工作を施し、当該資産の価値・能力を増加させること。
- (5) 保管 固定資産等の使用目的にそつて的確に維持すること。
- (6) 処分 固定資産等を売却、廃棄、贈与すること。
- (7) 除却 処分された固定資産等の登録を抹消すること。

(資産管理責任者)

第4条 会計規程第27条第2項に定める資産管理責任者は、事務局長とする。

- 2 資産管理責任者の事務を分掌させるため、資産管理事務担当者を置き、総務課長をもって充てる。

(固定資産等の管理事務)

第5条 資産管理責任者は、固定資産等の管理に関して次に掲げる業務を行う。

- (1) 固定資産等の使用状況の把握
- (2) 固定資産等の維持・保全
- (3) 固定資産等の処分にかかる許可
- (4) 固定資産台帳及び管理用物品台帳の整備
- (5) 固定資産等の日常管理に関する指導助言

(固定資産等の貸付)

第6条 固定資産等は、事業の目的及び用途を妨げない限度において、貸し付けることができる。

(記録の保存)

第7条 除却した有形固定資産の記録は、除却後10年間固定資産台帳から抹消しない。ただし、土地については、永久保存とする。

- 2 除却した管理用物品の記録は、除却後1年間管理用物品台帳から抹消しない。

第2章取得

(取得及び固定資産台帳への登録)

第8条 固定資産等を取得した場合は、資産管理責任者は、当該固定資産等を固定資産台帳に登録しなければならない。

(取得価額)

第9条 固定資産等の取得価額は、次のとおりとする。

- (1) 購入した資産は、購入代価に付随費用を加算した額
- (2) 製作したものは、適正な原価計算により算定した原価
- (3) 寄附及び出資による場合は、再調達価格
- (4) 交換による場合は、公正な市場価格（ただし、譲渡資産と同一種、同一用途の場合は、譲渡資産の帳簿価額）

(交換)

第10条 資産管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長の承認を得て固定資産を交換することができる。

- (1) 交換によらなければ必要とする固定資産を取得することができないとき。
 - (2) 交換によって固定資産を取得することが有利であるとき。
 - (3) その他理事長が必要と認めたとき。
- 2 法人の固定資産との交換により固定資産を取得した場合には、交換に供された法人の固定資産の適正な簿価をもって取得原価とする。
- 3 交換により受ける固定資産の価額が交換により払い出す固定資産の価額より低いときは、その差額を相手方から受け取るものとする。
- 4 固定資産を交換する場合は、法人が交換により固定資産の引渡しを受け、又は法人のために登記若しくは登録をし、並びに収受すべき差額を収受しなければ、交換により払い出す固定資産を引渡し、又は登記若しくは登録をし、並びに支払うべき差額を支払ってはならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(登記等)

第11条 資産管理責任者は、登記等の必要がある土地、建物等の固定資産等を取得したときは、関係法令の定めるところにより、速やかに手続きを行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

- 2 前項の登記等の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続きを行わなければならない。

第3章維持保全

(修繕又は改良)

第 12 条 資産管理責任者は、当該資産の機能を維持するために必要と認める場合には、修繕又は改良を行わなければならない。

(使用)

第 13 条 資産管理責任者は、固定資産等の使用者を常に把握するとともに、適正に使用させなければならない。

(保険)

第 14 条 資産管理責任者は、必要と認める場合には、災害等により損害を受けるおそれのある固定資産等について、損害保険を付す等の必要な措置を行わなければならない。

第 4 章 処分等

(処分)

第 15 条 重要な財産の処分は、理事会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する重要な財産以外の固定資産等を処分する場合は別に定める手続きを経なければならない。

(滅失、破損、盗難)

第 16 条 使用責任者は、所管する固定資産等について、滅失、破損又は盗難の事実を発見したときは、資産管理責任者に速やかに報告するとともに、現況を調査し、業務上の障害の発生又は損害の増大等の防止に努めなければならない。

(除却)

第 17 条 資産管理責任者は、次の各号に規定する場合には、速やかに除却を行うものとする。

- (1) 災害又は盗難等により滅失したとき。
- (2) 処分を行い、所有権が消失したとき。
- (3) 陳腐化しあるいは不適応化して使用を停止したとき。

第 5 章 固定資産会計

(仮勘定)

第 18 条 工事契約等に基づく新設、増設又は改良に要する全ての支出は、建設仮勘定を設けて経理し、事業の用に供した後、遅滞なく該当科目に振替整理するものとする。

(資本的支出及び修繕費)

第 19 条 固定資産等の性能の向上又は耐用年数の延長のために行った改良は、資本的支出としてこれを当該固定資産等の帳簿価額に当該支出額を算入するものとする。

2 固定資産等の維持保全のための支出は、修繕費として処理する。

(減価償却の方法)

第 20 条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

3 有形固定資産の残存価額は 1 円とし、無形固定資産は 0 円とする。

4 償却資産の耐用年数は、減価償却費の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省令第 15 号）に基づく耐用年数とする。

5 その他特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。

(現物確認)

第 21 条 資産管理責任者は、各課長に当該課において所管する固定資産等の内容について、1 年度に 1 回以上、現物と固定資産台帳の記載内容とを照合させなければならない。

2 各課長は、前項の規定による照合の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについては、その原因を調査し、その結果を資産管理責任者に報告しなければならない。

第 6 章補則

第 22 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。